

再評価結果（平成15年度事業継続箇所）

担当課：

担当課長名：

事業名	3. 3. 157号 栄町置賜町線	事業区分	街路	事業主体	福島市
起終点	自：福島県福島市栄町 至：福島県福島市置賜町			延長	0. 22 km
事業概要	本路線は、福島駅東口の県道福島飯坂線を起点とし、国道13号とを結ぶ延長220mの補助幹線である。福島駅東口と国道13号との交通結節機能の強化、及び商店街を結ぶ歩行者の回遊ルート確保等を目標とし、併せて街路広場の整備を図り、潤いと安らぎの空間を創出するものである。				
H6年度事業化	H元年度都市計画決定 (H8年度変更)	H7年度用地着手	H 年度工事着手		
全体事業費	42億円		事業進捗率	66%	供用済延長
計画交通量	9,000台/日				
費用便益分析結果	B/C (事業全体) 2.02 (残事業) 3.64	総費用 (残事業)/(事業全体) 22.9 / 42.1 億円 (事業費：22.8/42.0億円 維持管理費：0.1/ 0.1億円)	総便益 (残事業)/(事業全体) 83.5/83.5 億円 走行時間短縮便益：80.5/80.5億円 走行費用減少便益：2.9/ 2.9億円 交通事故減少便益：0.1/ 0.1億円	基準年	平成16年
事業の効果等	本事業により、福島駅東口駅前広場へのアクセスの強化を図り、交通の円滑化と道路環境を整備し、都心商業地区に快適な街路空間を形成し、中心市街地活性化の契機を期待できる。				
関係する地方公共団体等の意見	福島市が当路線の整備促進を重点要望しており、福島市中心市街地活性化基本計画に位置付けしている。				
事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等	建物の移転が進み、現状においては市街地としての賑わいが減少することになっており、早期事業完成を望まれている。				
事業の進捗状況、残事業の内容等	権利者の多くがテナントビルであったため用地交渉に時間を要したが、用地費ベースで66%まで進捗しており、残りの権利者とも鋭意交渉中である。				
事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等	残りの未買収権利者は大規模な移転となるため、移転に複数年を要する見込みであるが、可能なところから早期に工事着工し事業の進捗を図る。				
施設の構造や工法の変更等	特になし				
対応方針	事業継続				
対応方針決定の理由	以上の状況を勘案すれば、事業採択時からの事業の必要性、重要性は変わらないと考えられる。				
事業概要図					

※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したものの。